● 千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

○千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和四十四年千葉県規則第四十六号）

改正後	改正前
（更新許可の申請） 第九条　条例第九条第三項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の二週間前までに屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 一　広告物等の写真（申請の日前三箇月以内に撮影した天然色写真で撮影年月日を表示したものに限り、条例第十二条の四第一項の規定による点検により異常が認められた箇所にあつては、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む。） 二　第三条第一項第四号に規定する書類 三　申請の日前三箇月以内に実施した安全点検報告書（別記第四号様式の二） 四　点検者の資格を証する書面の写し 2　前項の規定にかかわらず、第十四条第一項各号に掲げる広告物等及び同条第二項ただし書に規定する知事が別に定めるものの更新の許可に係る申請については、前項第三号及び第四号に掲げる書類を添えることを要しない。ただし、同条第二項ただし書に規定する知事が別に定めるものの更新の許可に係る申請については、他の法令の規定又は広告物等を表示し、又は設置する者が定める点検に関する基準により当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検を実施したことを確認できる書類を添えなければならない。 （安全点検） 第十四条　条例第十二条の四第一項の規則で定める広告物等は、次の各号に掲げるものとする。 一　貼り紙、ポスター、貼り札、立看板、旗、のぼり、広告幕又はアドバルーン 二　電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱類」という。）の塗装広告又は巻立広告 三　壁面（塀等を含む。以下同じ。）の塗装広告その他これらに類するもの 四　人、動物、車両、船舶等に表示し、又は設置するもの（次項ただし書に規	（更新許可の申請） 第九条　条例第九条第三項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の二週間前までに屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 一　広告物等の写真（申請の日前二箇月以内に撮影した手札大の天然色写真で裏面に撮影年月日を記入したもの） 二　第三条第一項第四号に規定する書類 三　条例第十二条の三に規定する広告物等にあつては、申請の日前二箇月以内に実施した安全点検報告書（別記第四号様式の二） （新設） （新設） （大規模な広告物等の規模） 第十四条　条例第十二条の三の規則で定める規模は、広告物等の高さが四メートル又は一表示面積が十平方メートルとする。

定する知事が別に定めるものを除く。）

2　条例第十二条の四第一項の規定による点検は、別表第七に掲げる点検の箇所及び項目について、三年を超えない期間ごとに行わなければならない。ただし、他の法令の規定又は当該広告物等を表示し、又は設置する者が定める点検に関する基準により当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検が行われている広告物等であつて知事が別に定めるものについては、この限りでない。

3　条例第十二条の四第二項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく広告美術仕上げの職種について職業訓練指導員免許を受けた者又は技能検定試験に合格した者

三　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の五第一項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者

四　屋外広告業者が組織する団体で知事が別に定めるものが公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する講習会を修了した者

4　条例第十二条の四第三項の規定による報告は、第九条第一項第三号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

第十五条　削除

（大規模な広告物等を管理する者）

第十五条　条例第十二条の三第三号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士

二　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条第三項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第二条の二第一項第一号に規定するネオン工事に係るものに限る。）

（届出書等の様式）

第十六条　条例第十三条第二項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（別記第九号様式）を提出して行なわなければならない。

2　条例第十四条の三第二項に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の二とする。

3　条例第十四条の七に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とす

（届出書等の様式）

第十六条　条例第十三条第二項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（別記第九号様式）を提出して行なわなければならない。

2　条例第十四条の三第二項に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の二とする。

3　条例第十四条の七に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とす

る。

4　条例第十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第十号様式）によるものとする。

5　条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による届出は、屋外広告物等表示者（設置者）・管理者変更届（別記第十一号様式）を提出して行なわなければならない。

6　条例第十七条第四項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届（別記第十二号様式）を提出して行なわなければならない。

（受講の免除）

第二十六条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者が、講習会を受けようとするときは、前条第一項第三号に規定する講習科目の受講を免除することができる。

一　建築士法第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者

二　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者

三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四　職業能力開発促進法に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者

2　前項に規定する講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

別表第二（第六条）

一　各広告物に共通する基準

イ　地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。

ロ　蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げ

る。

4　条例第十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第十号様式）によるものとする。

5　条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による届出は、屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（別記第十一号様式）を提出して行なわなければならない。

6　条例第十七条第四項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届（別記第十二号様式）を提出して行なわなければならない。

（受講の免除）

第二十六条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者が、講習会を受けようとするときは、前条第一項第三号に規定する講習科目の受講を免除することができる。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者

二　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者

三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者

2　前項に規定する講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

別表第二（第六条）

一　各広告物に共通する基準

イ　地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。

ロ　蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げ

るものでないこと。

ハ　信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。

二　条例第八条第一項第八号イに掲げる広告物等

表示又は設置の場所	土地を管理するためのもの		物件を管理するためのもの		
	数	表示面積（一個当たり）	数	表示面積（一個当たり）	
条例第四条に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）	五千平方メートルにつき一個	二平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内	
条例第六条第一項に規定する許可地域等（以下「許可地域等」という。）	三千平方メートルにつき一個	三平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内	

三　条例第八条第一項第八号ロに掲げる広告物

区分	表示できる面数	一表示面積	総表示面積
表示面の投影面積が二面以内のもの	二面以内	表示面の投影面積の四分の一以下	〇・一平方メートル以下
表示面の投影面積が二面以内二平方メートルを超えるもの	二面以内	表示面の投影面積の二十分の一以下	〇・五平方メートル以下

四　条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等

イ　一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、禁止地域等にあつては十五平方メートル以下、許可地域等（条例第六条の二第一項に規定する広告物活用地区（以下「広告物活用地区」という。）を除く。）にあつては二十平方メートル以下、広告物活用地区にあつては四十平方メートル以下であること。

ロ　次の表に定める基準に適合するものであること。

表示又は設置の場	区分	基準

るものでないこと。

ハ　信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。

二　条例第八条第一項第八号イに掲げる広告物等

表示又は設置の場所	土地を管理するためのもの		物件を管理するためのもの		
	数	表示面積（一個当たり）	数	表示面積（一個当たり）	
条例第四条に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）	五千平方メートルにつき一個	二平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内	
条例第六条第一項に規定する許可地域等（以下「許可地域等」という。）	三千平方メートルにつき一個	三平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内	

三　条例第八条第一項第八号ロに掲げる広告物

区分	表示できる面数	一表示面積	総表示面積
表示面の投影面積が二面以内のもの	二面以内	表示面の投影面積の四分の一以下	〇・一平方メートル以下
表示面の投影面積が二面以内二平方メートルを超えるもの	二面以内	表示面の投影面積の二十分の一以下	〇・五平方メートル以下

四　条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等

イ　一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、禁止地域等にあつては十五平方メートル以下、許可地域等（条例第六条の二第一項に規定する広告物活用地区（以下「広告物活用地区」という。）を除く。）にあつては二十平方メートル以下、広告物活用地区にあつては四十平方メートル以下であること。

ロ　次の表に定める基準に適合するものであること。

表示又は設置の場	区分	基準

所	禁止地域	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	
		壁面に表示し、又は設置するもの	一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積（開口部を含む。以下同じ。）の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さ（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第七号に規定する軒の高さをいう。以下同じ。）が七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの	一　一表示面積（広告物等が、円筒形、球形又はその表示面の数が五以上の場合並びに広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。以下同じ。）は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 三　突出幅（壁面から広告物等の端までの距離をいう。以下同じ。）は、壁面から一メートル以下であること。 四　表示できる個数は、一壁面につき一事業所当たり一個であること。
		屋上（屋根等を含む。以下同じ。）	一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さが七メートルを超

所	禁止地域	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	
		壁面（塀等を含む。以下同じ。）に表示し、又は設置するもの	一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積（開口部を含む。以下同じ。）の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さ（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第七号に規定する軒の高さをいう。以下同じ。）が七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの	一　一表示面積（広告物等が、円筒形、球形又はその表示面の数が五以上の場合並びに広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。以下同じ。）は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 三　突出幅（壁面から広告物等の端までの距離をいう。以下同じ。）は、壁面から一メートル以下であること。 四　表示できる個数は、一壁面につき一事業所当たり一個であること。
		屋上（屋根等を含む。以下同じ。）	一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さが七メートルを超

				に表示し、又は設置するもの
				える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の四以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。
建築物等から独立した広告物等				一　一表示面積は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、七メートル以下であること。 三　表示できる個数は、一事業所当たり三個以下であること。
許可地域等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの		一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分の一以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの		一　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 二　突出幅は、壁面から一メートル以下であること。
		屋上に表示し、又は設置するもの		一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の五（軒の高さの三分の五の高さが地上から十メートルに満たない場合にあつては、地上から十メートル）以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。
建築物等から独立し				一　一表示面積は、十平方メートル以

				に表示し、又は設置するもの
				える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の四以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。
建築物等から独立した広告物等				一　一表示面積は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、七メートル以下であること。 三　表示できる個数は、一事業所当たり三個以下であること。
許可地域等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの		一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分の一以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの		一　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 二　突出幅は、壁面から一メートル以下であること。
		屋上に表示し、又は設置するもの		一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の五（軒の高さの三分の五の高さが地上から十メートルに満たない場合にあつては、地上から十メートル）以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。
建築物等から独立し				一　一表示面積は、十平方メートル以

た広告物等	下であること。 二　上端の高さは、十五メートル以下であること。

五　条例第八条第一項第八号ニに掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

六　条例第八条第一項第八号ホに掲げる広告物等

イ　表示面積は、一面につき三平方メートル以下であること。

ロ　上端の高さは、四メートル以下であること。

七　条例第八条第一項第十号ロに掲げる広告物等

イ　一車両の一面の表示面積は、十平方メートル以下であること。

ロ　一車両当たりの総表示面積は、十五平方メートル以下であること。

八　条例第八条第三項第二号に掲げる広告物等

表示又は設置の場所	基準
禁止地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が二十平方メートル以下であること。
許可地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が四十平方メートル以下であること。

九　条例第八条第三項第三号に掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

別表第三（第八条）

広告物等の種類	許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター	一月以内であること。
はり札	一月以内であること。
ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	
その他のはり札	一年以内であること。
木わくに紙張り若しくは布張	一月以内であること。
立看板	

た広告物等	下であること。 二　上端の高さは、十五メートル以下であること。

五　条例第八条第一項第八号ニに掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

六　条例第八条第一項第八号ホに掲げる広告物等

イ　表示面積は、一面につき三平方メートル以下であること。

ロ　上端の高さは、四メートル以下であること。

七　条例第八条第一項第十号ロに掲げる広告物等

イ　一車両の一面の表示面積は、十平方メートル以下であること。

ロ　一車両当たりの総表示面積は、十五平方メートル以下であること。

八　条例第八条第三項第二号に掲げる広告物等

表示又は設置の場所	基準
禁止地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が二十平方メートル以下であること。
許可地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が四十平方メートル以下であること。

九　条例第八条第三項第三号に掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

別表第三（第八条）

広告物等の種類	許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター	一月以内であること。
はり札	一月以内であること。
ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	
その他のはり札	一年以内であること。
木わくに紙張り若しくは布張	一月以内であること。
立看板	

	りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	
	その他の立看板	一年以内であること。
アーチを利用する広告物		三年以内であること。
旗、のぼり、広告幕		一月以内であること。
アドバルーン		一月以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		一年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物		一年以内であること。
広告板、広告塔		三年以内であること。

別表第七（第十四条第二項）

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び上部構造	一　上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無
	二　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無
	三　鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	一　鉄骨接合部の溶接部及びプレートの腐食、変形及び隙間の有無
	二　鉄骨接合部のボルト、ナット及びビスの緩み及び欠落の有無
取付部	一　アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無
	二　溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無
	三　取付対象部の柱、壁及びスラブ並びに取付部周辺の異常の有無
広告板	一　表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無
	二　側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無
	三　広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有

（新設）

	りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	
	その他の立看板	一年以内であること。
アーチを利用する広告物		三年以内であること。
旗、のぼり、広告幕		一月以内であること。
アドバルーン		一月以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		一年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱類」という。）を利用する広告物		一年以内であること。
広告板、広告塔		三年以内であること。

照明装置	一　照明装置の不点灯及び不発光の有無 二　照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 三　周辺機器の劣化及び破損の有無	無
その他	一　附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品をいう。）の腐食及び破損の有無 二　避雷針の腐食及び損傷の有無	

（改正後）

第一号様式（第三条第一項）

屋外広告物等表示（設置）許可申請書

年　月　日

千葉県知事　様

申請者　住　所
氏　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり屋外広告物等を表示（設置）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例（第６条第１項／第６条の２第３項／第８条第２項）の規定により申請します。

1　工事施行者及び広告意匠設計者の住所氏名
登録番号　千葉県屋外広告業登録第　号
工事施行者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
広告意匠設計者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

2　広告物等の管理者の住所氏名
住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

3　表示又は設置の場所

4　表示又は設置の期間　年　月　日から　年　月　日まで

5　数　量

6　付近見取図
別紙１のとおり

7　形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
別紙２のとおり

8　意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
別紙３のとおり

9　他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）
別紙４のとおり

10　他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）
別紙５のとおり

11　既設の広告物等の形状及び表示面積並びに申請に係る広告物等と既設の広告物等との位置関係を明らかにした図面（申請に係る広告物等と既設の広告物等が、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等の場合に限る。）
別紙６のとおり

12　工事完成予定期日
年　月　日

（改正前）

第一号様式（第三条第一項）

屋外広告物等表示（設置）許可申請書

年　月　日

千葉県知事　様

申請者　住　所
氏　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり屋外広告物等を表示（設置）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例（第６条第１項／第６条の２第３項／第８条第２項）の規定により申請します。

1　工事施行者及び広告意匠設計者の住所氏名
登録番号　千葉県屋外広告業登録第　号
工事施行者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
広告意匠設計者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

2　屋外広告物等の管理者の住所氏名（定まっている場合に記入すること。）
住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
資　格

3　表示又は設置の場所

4　表示又は設置の期間　年　月　日から　年　月　日まで

5　数　量

6　付近見取図
別紙１のとおり

7　形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
別紙２のとおり

8　意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
別紙３のとおり

9　他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）
別紙４のとおり

10　他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）
別紙５のとおり

11　既設の広告物等の形状及び表示面積並びに申請に係る広告物等と既設の広告物等との位置関係を明らかにした図面（申請に係る広告物等と既設の広告物等が、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等の場合に限る。）
別紙６のとおり

12　工事完成予定期日
年　月　日

（改正後）

第四号様式（第九条）

屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電 話 番 号

次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の許可を更新したいので、千葉県屋外広告物条例第９条第３項の規定により申請します。

１　表示又は設置の場所
２　現在の許可番号
３　現在の許可期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
４　更　新　期　間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
５　広告物等の管理者
　住所
　氏名
　電話番号
６　広告物等の状況
（１）現況写真（安全点検により異常が認められた箇所にあつては、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む。）
　別紙１のとおり
（２）安全点検結果（安全点検を要する場合のみ添付のこと。）
　安全点検実施年月日　　年　　月　　日
　別紙安全点検報告書のとおり
７　他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）
　別紙２のとおり
８　他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）
　別紙３のとおり

（改正前）

第四号様式（第九条）

屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電 話 番 号

次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の許可を更新したいので、千葉県屋外広告物条例第９条第３項の規定により申請します。

１　表示又は設置の場所

２　表示又は設置の期間
　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　広告物等の天然色写真
　別紙１のとおり

４　他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）
　別紙２のとおり

５　他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）
　別紙３のとおり

（改正後）

第四号様式のニ（第九条第三号）

屋外広告物安全点検報告書

年　月　日

千葉県知事　様

報告者　住　所
氏　名
電話番号

屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

広告物等の種類					
設置場所					
設置年月日	年　月　日		点検年月日	年　月　日	
点検者	氏名				
	住所				
	電話番号		資格名称		

点検箇所	点検項目	異常の有・無		改善の概要
上部構造・基礎部	1　上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有	無	
	2　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき	有	無	
	3　鉄骨のさび及び塗装の老朽化	有	無	
支持部	1　鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間	有	無	
	2　鉄骨接合部（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落	有	無	
取付部	1　アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	有	無	
	2　溶接部の劣化及びコーキングの劣化等	有	無	
	3　取付対象部（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1　表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落	有	無	
	2　側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損	有	無	
	3　広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1　照明装置の不点灯及び不発光	有	無	
	2　照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	有	無	
	3　周辺機器の劣化及び破損	有	無	
その他	1　附属部材（※）の腐食及び破損	有	無	
	2　避雷針の腐食及び損傷	有	無	
	3　その他点検した事項（　　）	有	無	

※　装飾、振れ留め棒、鳥よけ、その他附属品

（注）
1　広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「点検項目」、「異常の有・無」及び「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。
2　「改善の概要」の欄には、補修の完了年月日及び内容を記入すること。

（改正前）

第四号様式のニ（第九条第三号）

安　全　点　検　報　告　書

1　対象となる広告物等

広告物の種類				
表示又は設置の場所				
表示又は設置年月日	年　月　日			
現在受けている許可の年月日及びその番号	許可年月日	年　月　日	許可番号	第　号

2　点検項目等

点検内容	補修を要する不良な箇所	補修の概要	
		補修年月日	補修の内容
（1）　取付（支持）部分の変形・腐食	有　無	年　月　日	
（2）　主要部材の変形・腐食	有　無	年　月　日	
（3）　ボルト、ビス等のさびの状況	有　無	年　月　日	
（4）　表示面の汚染・退色・剥離	有　無	年　月　日	
（5）　表示面の破損	有　無	年　月　日	
（6）　その他特に点検した箇所	有　無	年　月　日	

点検年月日　年　月　日
点検実施者　住　所
氏　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
資　格

（改正後）

第五号様式（第十一条第一項）

屋外広告物等変更（改造）許可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電 話 番 号

次のとおり屋外広告物等を変更（改造）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例第10条第１項の規定により申請します。

１　工事施行者、広告意匠設計者及び管理者の住所氏名等

登録番号　千葉県屋外広告業登録第　　号

工 事 施 行 者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

広告意匠設計者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

管　理　者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

２　形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
別紙１のとおり

３　意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
別紙２のとおり

４　工事完成予定期日
年　　月　　日

５　その他

（改正前）

第五号様式（第十一条第一項）

屋外広告物等変更（改造）許可申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電 話 番 号

次のとおり屋外広告物等を変更（改造）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例第10条第１項の規定により申請します。

１　工事施行者及び広告意匠設計者の住所氏名

登録番号　千葉県屋外広告業登録第　　号

工 事 施 行 者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

広告意匠設計者　住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

２　形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
別紙１のとおり

３　意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
別紙２のとおり

４　工事完成予定期日
年　　月　　日

５　その他

（改正後）

第十一号様式（第十六条第五項）

屋外広告物等表示者（設置者）・管理者変更届

年　　月　　日

千葉県知事　　様

住　　所
氏　　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電 話 番 号

年　　月　　日付け千葉県指令第　　号で許可された広告物等について、下記のとおり（表示者（設置者）／管理者）に変更があったので、千葉県屋外広告物条例第17条（第１項／第２項／第３項）の規定により届け出ます。

記

１　表示者（設置者）の変更の場合
（１）変更後　住所
　　氏名
（２）変更前　住所
　　氏名

２　管理者の変更の場合
（１）変更後　住所
　　氏名
　　電話番号
（２）変更前　住所
　　氏名
　　電話番号

備考　表示者若しくは設置者又は管理者が法人である場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

（改正前）

第十一号様式（第十六条第五項）

屋外広告物等管理者（表示者・設置者）
設置（変更・廃止）届

年　　月　　日

千葉県知事　　様

住　　所
氏　　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電 話 番 号

年　　月　　日付け千葉県指令第　　号で許可された広告物等について、下記のとおり（管理者を設置（変更・廃止）した／表示（設置）者に変更があつた／表示（設置）者の氏名又は住所に変更があつた）ので、千葉県屋外広告物条例第17条（第１項／第２項／第３項）の規定により届け出ます。

記

１　管理者の設置（廃止）の場合
　　住所
　　氏名
２　管理者の設置（変更・廃止）の場合
（１）新管理者　住所
　　氏名
（２）旧管理者　住所
　　氏名
３　表示（設置）者の変更の場合
（１）新表示（設置）者　住所
　　氏名
（２）旧表示（設置）者　住所
　　氏名
４　表示者（設置者・管理者）の氏名又は住所の変更の場合
（１）変更前の住所氏名
　　住所
　　氏名
（２）変更後の住所氏名
　　住所
　　氏名
備考　管理者、表示者又は設置者が法人である場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。